

令和 7 年度 燕市立小中川小学校 いじめ防止基本方針(改訂)

令和 7 年 4 月

はじめに

この燕市立小中川小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律 71 号以下「法」という。)第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

本方針は、令和 3 年 7 月「新潟県いじめ防止基本方針」の改訂、並びに、令和 4 年 10 月の「燕市いじめ防止基本方針」の改訂を受け、本校の基本方針を改定したものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、昨今ネットや SNS への書き込みなど、書かれた本人が気付かずに行っているいじめに対する訴えはないものの、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高い、いわゆる「いじめ類似行為」も報道等で散見されることから、よりいっそう未然防止とともに、早期発見や即時対応に努めていかなければならない。

そのために、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。**(別紙 3「いじめ防止対策推進法」第 2 条、第 23 条、第 28 条参照)**

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう**(別紙 1 参照)**。
- ② アンケート**(別紙 2 参照)**を実施して、児童の悩みを把握するとともに、すぐに教育相談を行う。また、アンケートにより学校の実態も把握し、取組の見直しを PDCA サイクルにより定期的に行う。
- ③ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ④ 専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必要に応じて積極的に活用し、情報連携するようにする。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「例 いじめ対策委員会 生徒指導部会 など」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・生活指導主任・教務・養護教諭・関係学年担任

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

◎保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

記載例

①保護者への意識啓発

ア PTA 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ 保護者への情報提供を行う。

ウ 親子参加型でいじめ見逃しゼロスクール集会を実施する。

◎情報発信及び基本方針の周知（例 たより等）

○地域の活動によるいじめの未然防止

(5) 関係機関等との連携

○警察，児童相談所，市教委，民生児童委員，育成委員等との連携

○中学校区幼保小中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

◎道徳教育の充実（道徳の年間計画）

◎人権教育，同和教育の充実（人権教育，同和教育全体計画）

◎社会性の育成

（異学年交流 お互いに認め合う集団づくり 授業 特別活動 行事）

◎児童生徒の手によるいじめ防止（いじめ見逃しゼロスクール集会）

◎インターネット，SNS の危険性といじめ防止の指導

○中 1 ギャップ解消の取組

○日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

◎いじめ相談・通報窓口の設置

◎定期的なアンケートの実施 ⇒別紙 2 参照

◎教育相談の充実

○日常の子どもの観察

(3) いじめへの即時対応の取組 ⇒別紙 1 参照

◎市教委への報告

◎組織を活用した状況調査

○いじめられている子どもの保護

○いじめをしている子どもへの指導

○いじられている子どもの保護者への対応

○いじめをしている子どもの保護者への対応

○その他の児童生徒に対する対応

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ いじめにより，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い，その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆学校が調査主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 組織で，事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など，調査に協力する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめの解消について

加害行為が止んでいる状態が3カ月継続し、被害児童が心身の苦痛を感じていないことにより、いじめの解消とする。